

平成25年度第1回芦屋市青少年問題協議会

平成25年10月21日(月)

13:30~15:30

北館4階 教育委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 教育長あいさつ
- 5 委員自己紹介
- 6 事業関係課及び事務局職員の紹介
- 7 副会長の選出
- 8 議題
 - (1) 芦屋市の青少年に対する事業実施状況について
 - ・学校教育課 (青少年にかかる学校教育課の取り組みについて)
 - ・打出教育文化センター (芦屋市教育委員会適応教室 平成24年度研究紀要)
 - ・青少年育成課事業一覧
 - ・青少年愛護センター (平成24年度 芦屋の愛護活動)
(事務局より紹介)
 - (2) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>子ども・若者育成支援編
芦屋市取組について
 - ・こども政策課
 - (3) 若者相談センター「アサガオ」の窓口開設について
(事務局より紹介)
 - (4) その他
- 9 閉会

※配布資料の確認※

- ・ 次第
- ・ 芦屋市青少年問題協議会 名簿
- ・ 地方青少年問題協議会法（抜粋）及び芦屋市青少年問題協議会条例（抜粋）
- ・ 青少年にかかる学校教育課の取り組みについて
- ・ 芦屋市教育委員会適応教室 平成24年度研究紀要 第15集（A4 冊子）
- ・ 平成24年度 芦屋の愛護活動（冊子）
- ・ 青少年育成課事業一覧
- ・ 青少年愛護センター（平成24年度 芦屋の愛護活動）
- ・ 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞子ども・若者育成支援編
—別冊—（冊子）
- ・ 若者相談センター「アサガオ」リーフレット

芦屋市青少年問題協議会委員名簿

(平成25年9月1日から平成27年8月31日まで)

(順不同)

分 野	団体名	氏 名
会長	芦屋市長	やまなか けん 山中 健
市議会議員	民生文教常任委員会委員長	しげ しのぶ 森 しずか
関係行政機関の職員	芦屋警察署長	なかばやし じゅん 中林 好弘
	芦屋市立山手中学校校長	おおくぼ ぶん 大久保 文昭
学識経験者	芦屋大学准教授，芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員長	にいの ひさし 新井野 久男
	芦屋市保護司会会長	まね しのぶ 曾和 義雄
	芦屋市子ども会連絡協議会会長	もりかみ みな子 守上 三奈子
	芦屋市PTA協議会会長	ちか けん 近藤 誠人
	民生・児童委員協議会主任児童委員	なかた いづみ 中田 伊都子
	芦屋市青少年育成愛護委員会会長	おおくぼ けいこ 大塚 圭子

地方青少年問題協議会（昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号）—抜粋—

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

○芦屋市青少年問題協議会条例

昭和36年7月31日
条例第20号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(平19条例14・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員15人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 市議会議員
(2) 関係行政機関の職員
(3) 学識経験者
(平19条例14・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(平19条例14・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

〈青少年にかかる学校教育課の取り組みについて〉

学校教育部学校教育課 荒谷

事業名：生徒指導対策事業

芦屋の教育指針において、生徒指導の充実に関しては重点目標として、「人間的なふれあいを通して心のきずなを深め、心の通い合う生徒指導体制を充実させるとともに、規範意識の醸成や社会性の育成に努めるなど、子どもが自発的、主体的に自己を成長させていく過程を支援する」としている。

具体的な取組では、生徒指導体制の充実として、芦屋市生徒指導連絡協議会を定期的に開催(昨年度11回開催)し、学校関係者だけでなく、警察、行政等も参加して情報共有や事例研究等を行っている。また、虐待事案に関しては、各学校園において全職員が子どもの日常的な状況を把握し、早期発見に努めるとともにこども課等の関係機関との連携を図っている。

事業名：適応教室実施事業

適応教室は、不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的問題などを軽減させながら、自分自身や対人関係に自信を持たせ、自立する力を培うことにより学校復帰を目指している。

在籍する児童生徒の対応だけでなく、教育相談や教職員の研修、指導員による学校訪問及び家庭訪問により児童生徒の実態を把握し、学校に対して指導・援助に関する支援も行っている。

昨年度の通級児童生徒は、小学生6名・中学生11名。

部分復帰12名・完全復帰1名

スタッフは、指導主事1名 非常勤嘱託職員1名 教育指導相談員5名 家庭訪問指導員2名

事業名：カウンセリングセンター管理運営事業

幼少期から思春期にかけての親子を中心に、子育て・教育を中心にあらゆる相談に対応している。相談対象は、親子あるいはそのどちらでもよい。必要があるときには、学校にも情報提供をし、連携して支援にあたれるような体制を取っている。

現在は芦屋市カウンセリングセンターに業務委託をし、打出教育文化センター内で業務を行っている。電話相談は月・水・金曜日。面接相談は月・水曜日に行っている。

昨年度、面接相談 297件 電話相談 132件

スタッフは、スーパーバイザー 2名 面接カウンセラー 2名 電話カウンセラー 1名

青少年育成課事業一覧表

1 青少年健全育成及び青少年団体育成事業

(1) 芦屋市成人式

日 時・・・平成25年1月14日(月・祝日)
 場 所・・・ルナ・ホール
 内 容・・・①新成人の主張(4名)
 ②「ライトパフォーマンス ～つながる光の輪～」
 企 画・・・芦屋市成人式企画チーム(市民参画協働事業)
 参加者・・・551人/対象者786人, 出席率70%

(2) 青少年リーダー養成

青少年団体活動, ボランティア活動に参加し同じ目的を持った友達作りを推進。青少年リーダーとして, 社会貢献(地域活動・子育て支援・ボランティア活動), 事業企画, 実施
 ア 青少年リーダー派遣 (子ども会主催:夏の交歓キャンプ, 尼崎との交流雪遊び)
 イ 青少年リーダー会議 1月25日(金), 2月1日(金)

(3) 団体育成

子ども会連絡協議会(育成指導者の研修・指導助言と助成)
 育成者, 指導者, ジュニア・リーダー会議, 安全教育研修
 ア 5.5フェスタ2012 5月5日(土) 体育館・青少年センター
 イ 元気しんぶん(夏号)発行
 ウ 夏の交歓キャンプ 8月11日(土)～12日(日)神戸市立自然の家 参加者71名
 エ 将棋教室 7月24日(火)・25日(水)(将棋教室・コミスク共催事業)71名
 将棋大会 7月30日(月)浜風小学校 28名
 オセロ大会 8月22日(水)体育館・青少年センター 26名
 オ 秋まつり子どもみこし 10月7日(日) 8基 650名
 カ 阪神ブロックオセロ大会(芦屋)11月25日(日)
 キ 尼崎との交流雪遊び 2月2(土)・3日(日)尼崎市立美方高原自然の家 参加者29名

(4) 阪神丹波ふるさと交流事業

参加状況 『土』にふれあう米づくり・田植えのつどい	1家族	2人
観る知る感じる紅葉のつどい		2人
これぞ伝統丹波のお正月	3家族	7人
スポーツ交流ミニバスケットボール大会		31人

(5) 丹波少年自然の家

宿泊利用者 12団体, 5家族 延人数 2,505人
 内訳

小学校	4団体	1,538人
少年団体	8団体	913人
家族・グループ	5家族	12人
交流事業等		42人

2 青少年問題協議会

- (1) 青少年問題協議会委員 10名
- (2) 芦屋市青少年問題協議会を8月開催

3 青少年保護対策（芦屋市留守家庭児童会）放課後学童保育

- (1) 目的：放課後に適切な保護育成が受けられない児童の健全育成
- (2) 設置：市内小学校（8小学校）敷地内に10学級設置（定数435名）
- (3) 対象：小学校1年生から3年生
- (4) 内容：開級時間 平日：月曜～金曜は放課後から午後5時
延長：午後5時から午後7時
※学校休業日は、午前8時30分から午後5時
土曜：午前9時から午後5時

延長実施経過：平成22年11月から5学級で延長保育実施
平成23年4月から市内8小学校8学級で実施している。

指導：留守家庭児童会指導員78名

〔内訳：非常勤嘱託職員20名 臨時的任用職員58名（加配指導、予備指導、延長&土曜指導）〕

- ・学級管理・運営全般に関すること（定員435名）、入級申請者の入会許可に関すること、指導員の研修・連絡会に関すること、指導員の給与計算事務、関係機関との連絡調整、県補助金関係（申請・報告）、育成料の収納管理、指導員採用関係

4 子ども若者育成支援推進法に関する事業

- (1) 若者相談センター「アサガオ」の開設
・開設日：平成25年10月2日（水）
- (2) 平成26年度中に27年度以降の子ども若者育成支援計画策定等予定

若者相談センター「アサガオ」の設置について

市は、大きな社会問題にもなっているひきこもりやニートなどの対策として、ひきこもり等で悩みを抱えている若者やその家族が気軽に相談できる相談窓口「若者相談センター「アサガオ」」を市立体育館・青少年センター内に設置する。芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画に基づき設置するもので、同センターには、専門的な知識を有する職員を配置し、電話・来所・訪問相談や支援に係るコーディネートを行う。同様のセンターは都道府県レベルや政令市などの設置はあるが、市町村レベルでは珍しい取組みと言える。

- 1 事業内容 社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を設置する。
- 2 事業所名 若者相談センター「アサガオ」
- 3 事業場所 芦屋市川西町15番3号 市立体育館・青少年センター3階
- 4 事業開始 平成25年10月から。(実際の初回相談日は10月2日(水))
- 5 相談日 月曜日、水曜日、土曜日の9時から17時。ただし運営上、電話相談の受付時間は10時から正午及び13時から16時とする。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日と12月29日から1月3日までは相談業務は実施しない。
- 6 電話相談 専用ダイヤル 0797-22-5115
- 7 対象者 原則市内在住のおおむね義務教育終了後から30歳代までの若者及びその家族とする。
- 8 委託先 社会福祉法人 amsc(アムスク)
- 9 相談員体制 ○相談員2名 産業カウンセラー、精神保健福祉士
○スーパーバイザー2名 大学教員
- 10 開所式 日 時：平成25年10月5日(土) 午前10時から11時
場 所：体育館・青少年センター3階第1研修室
内 容：主催者・来賓挨拶、看板除幕式等
参加者：32名
- ★ その他 委託先の正式名称は社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター。
ひきこもり等の対象者は、「精神」「メンタル」等の表現に非常に敏感であるため委託先名についてはできるだけ出さないよう努めている。やむを得ない場合はamsc(アムスク)と表現する。このことは、メンタルサポートセンターの理解を得ている。

芦屋市

若者相談センター「アサガオ」

平成25年
10月2日
オープン!

人と接することが
苦手

仕事に就いても
長続きしない

働く意欲
がわからない

ひきこもって
外に出れない

外出することが
不安

学校へ
行けない行きたくない

ひとりで 悩まず お電話ください!

最初の一步は
あなたの電話から

どんな悩みも、じっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで(家庭内で)抱え込まずに、まずはご相談ください。専門の相談員が、おまちしております。

相談対象者
おおむね15歳から30歳代の若者及びその家族

ご家族の方へ

若者相談センターでは、ご家族の方からの相談も受け付けています。家族は、子どもにとって一番身近な存在です。家族が支援機関とつながり、さまざまな情報を得ていただくことで、解決の糸口が見つかることもあります。家庭で抱え込まずに、困ったことはお気軽にご相談ください。

電話受付時間 午前9時から正午、午後1時から4時(月曜日・水曜日・土曜日)

☎0797-22-5115

センターではお電話を頂いた後、直接お会いしてお話をじっくりお伺いします。まずはお電話ください。